

テーマ	第2回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会について
日時	2020年2月14日(金) 15時00分～16時35分
場所	名古屋市役所本庁舎2階第1会議室

月東部長 お時間になりましたので、ただ今より「第2回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます観光文化交流局文化歴史まちづくり部長の月東と申します。よろしくお願いいたします。本日まで出席いただいております委員の皆さまのご紹介につきましては、資料の委員名簿及び配席図で代えさせていただきます。また、オブザーバーといたしまして、名古屋市長河村たかしと、名古屋市法制アドバイザーの北口雅章弁護士が同席しております。北口弁護士は、これまで、あいちトリエンナーレの問題に関する本市の対応や、この検証委員会の設置などにつきまして、河村市長及び事務局の相談役として関与していただいております。本検証委員会の目的ですが、「あいちトリエンナーレ2019」の状況を踏まえまして、公共事業としての芸術祭のあり方、負担金支払いに関する法的課題、市が負担することが適切な費用の範囲、次年度以降の関わり方などについてご議論いただき、方向性をお示しいただきたいと考えており、本日は、12月19日に開催しました第1回検証委員会に続き、ご議論いただきたいと存じます。それでは、ここからは山本座長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

山本座長 座長の山本です。前回に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。まず、本日用意されている資料につきまして事務局から説明をお願いします。

上田室長 名古屋市文化振興室長の上田でございます。本日まで用意しております資料についてご説明いたします。お手元にお配りしている資料ですが、資料1は、平成31年4月16日付で本市からお出した負担金交付決定通知書です。資料2は、負担金の10月の支払年月日を前に、交付決定を変更し通知したものです。資料3は、あいちトリエンナーレ実行委員会からの報告からまとめた資料で、11月末時点の見込みに基づく「あいちトリエンナーレ2019」の収支です。今年度の名古屋市の負担金約1億7千万円も、この収入に見込んでおまして、その上で収支差額が約8千万円発生し、その場合、計算上では約2千万円が本市へ返戻される予定となっております。資料4は、田中由紀子委員から、行政と芸術の関わり方を考えるために参考として提出いただいた資料です。資料5は、第1回検証委員会の議事録です。資料6の「芸術監督からの意見」は、愛知県の検討委員会による最終報告書に参考資料として添付をされたものです。以前、津田芸術監督から、本検証委員会に出席要望をいただいておりますが、本検証委員会は、愛知県の検討委員会のように不自由展実行委員会や芸術監督の行為を調べることを目的ではなく、主に愛知県と名古屋市の費用負担関係を議論することが目的であることから、座長ともご相談し、出席いただかないこととしました。代わりにこの資料を、津田監督の主張がまとめられているものとして、検証委員の皆様にお配りしたものでございます。資料説明は以上でございます。

山本座長 どうもありがとうございました。それでは、この委員会の検討を進めるにあたって、論点を明確にするために、専門家の方々にご意見を順にお伺いしたいと思います。まず、田中由紀子委員にお願いしますが、県の検討委員会の報告書を読みますと、「アームズ・レングスの原則」とか「行政は金を出すが口は出さない」という方針がありますが、これは芸術の分野ではどういうことを意味しているのか、我々は法律を専門にしているのでお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

田中由紀子委員 「アームズ・レングスの原則」というものは、平成18年度の文部科学白書によりま

すと、芸術と行政が一定の距離を保ち、文化芸術団体等が行政の援助や支援を受けながら、表現の自由と独自性を維持するという法則のことを、「アームズ・レングスの原則」と言っております。行政が助成金等を提供するにあたり、芸術の内容等に口出しをしていくと文化芸術の自立性が損なわれてしまう可能性があるため、そうした事態を避けるために、助成する文化芸術団体の選定等を行政が直接するのではなく、専門家に委任して行政は一定の距離を保つ、という支援する側とされる側との関係性を示す言葉で、1946年に設立されたイギリスのアーツ・カウンシルの行動理念と言われております。ただ、行動理念であって、政策ではないので、手の長さくらいの距離を取りましょうというところではあります。その距離はどんどん短くなっているというのが現状のようです。

山本座長 どうもありがとうございました。お話を伺うと、私共の言葉で言えば、例えば行政と美術館を舞台にする芸術家との間の一種の紳士協定みたいなものだと思いますが、そういうことでしょうか。紳士協定といいますか、要するに政策ではないとおっしゃったのですが、一種の慣行みたいなものというか。

田中由紀子委員 そうですね、要は、直接行政があればこれ言ってしまうと自立性を損ねてしまうので、アーツ・カウンシルというワンクッション置く、このワンクッションを置くことによって、アーツ・カウンシルはイコール行政ではなくて、専門家の集団なので、その専門家の集団が助言というかたちで色々とアドバイスをしたり、確認やチェックをするわけですが、それは口を出しているという状態に全くないかと言われたら、そうではないと思うのですが、ただ行政が直接言っているわけではないので、専門家が助言しているというかたちになります。先ほど、紳士協定とおっしゃいましたが、国の政策とか助成金の金額が多くなればなるほど、それに対する行政の関わり方が変わってくるという方向性があるのと、アーツ・カウンシルのメンバーを選ぶのも結局は行政なわけですね。なので、専門家や経験値のある人というふうにはしていると思いますが、結局は行政が都合の良い人を選びかねないということもありますので、全く「アームズ・レングスの原則」を取っているから行政が口出しをしていないことになるかという、必ずしもそうではないというか、ほとんどそれは実際に言い始めたイギリスにおいても、どんどん手が短くなっている状態にあると言われております。

山本座長 その専門家が現場の芸術家にアドバイスをすると、そのときに専門家としての良識を活かしてくれるだろうという前提のものなんですかね。

田中由紀子委員 そうですね。

山本座長 ありがとうございます。ちょっとひとつ、やや微妙な質問なのですが、前回田中由紀子委員は、実際にはグロテスクな展示や性的な展示もあり得るとおっしゃって、そのときは展示方法の工夫をすればできるだろうとおっしゃっていましたが、今回の問題となった3点が、仮に田中由紀子委員がキュレーターだとして、どういうふうに展示にすれば解決できたのか、そういったアイデアはおありですか。

田中由紀子委員 まず、私は今回の展示を実際に見ていないので、資料で、展示の配置だったりとか、そういったことでしか、確認していません。このようなことを前提に聞いていただきたいのですが、今回の展示については、作品をいかに綺麗に見せるかとかではなく、作家の制作意図を明確に伝える必要性が他の展示よりも高いと思います。そういった部分では、とても高度なキュレーション力が必要になる展示だと思います。例えば、入口等に「表現の不自由展・その後」の実行委員会からのステイトメントだとか、こういった趣旨で今回、この展覧会内展覧会というかたちで、こういった企画をやるかといった趣

旨のパネルが展示してあったと図面ではなっているのですが、入口にそういったパネルがあっても、内覧会や初日などの人が多い状況の中で、そういったものを皆さんがじっくり見てから入るかという、なかなかそうとも言えないのかなと思います。なので、実際の展示は一回配置を決めて、キャプションを作って、はい終わりではなく、お客様の流れとか、明確にこちらの趣旨が伝わるかどうかということ、例えば内覧会初日とかに見て、次の週に問題があるようであれば導線を変えとか、例えばパネルを大きくするとか、貼る位置を変えとか、そういったことは通常普通にやることです。

山本座長 普通に？

田中由紀子委員 はい、普通にやることです。なので、これまでのトリエンナーレもお客様の導線や困難を考えて、展示全体の導線を変えたり、最初になかったキャプションが、伝わらないからどんどん増えるといったようなことが、普通にあってですね。今回も、3日で終わってしまったので、なかなかこういった措置が間に合わなかったと思うのですが、お客様に明確にその趣旨が伝わらないということであれば、そういった趣旨を伝える部分というのをパネルの大きさや位置で調整していく。あと、ハンドアウトといって、例えば紙物にしてお渡しする。そうすれば、その場では読めなくてもお家に帰ってからじっくり読めますよね。なので、あの展示こういうことだったんだと、あとでじっくり分かる、といったこともできると思います。あと、展示の面積に比べて、展示の点数がやはりたくさんある。この空間の中に、内覧会や初日にたくさんの方が入った場合、なかなかじっくり見られないのかなと思いました。やはりキャプションも含めて、じっくり見て伝わる展示だと思いますので、人数制限をしたり時間制にしたり、あとは再開時にとったようにガイドツアー形式にして、明確な趣旨を伝えながらじっくり見ていただく。そういったやり方も可能かなとは思いますが、やはり内覧会や初日というのは来場者が多いので、そういったやり方は現実的ではないのかなと。ただ、メディアの方に向けて、内覧会のツアーも通常はやるのですが、そういった方たちにはこういったガイドツアー形式でやることによって、明確に趣旨を伝えることができるので、有効なのではないかなと思います。あと、大浦氏の映像ですが、20分の映像が割と普通に通路というか、展示してあった状態でしたが、20分の映像を立ったまま見てしまうと、人が滞留して通れなくなってしまいますし、20分立ったままなかなか見られないですよね。それをきちんと見せるということであれば、仕切りのある空間を作って、そこできちんと見せるというようなことを検討できるのではないかと思います。ただ、この20分の昭和天皇のイメージのある映像も、津田さんの意見書によると資料的なものだったということだったので、それをそこまでして見せるのか、見せなければいけないのかという、どうなのかなというふうに思います。あとは、3日で中止してしまったので、当初、津田さんも考えていらしたパネルディスカッションのようなものを、会期中にやるということが実現できないままになってしまったということですが、例えば会期の前に、トリエンナーレスクールとか、そういったエデュケーションプログラムが行われていますので、そういった中で段階を踏んで、表現の自由について考えるようなテーマを選んで、レクチャーとかディスカッション等の機会を設ける、そうすると、そういったイベントなので参加者が講堂に入れる100人とか200人になってしまうのですが、そういったことをメディアに取り上げていただくことで、この展示の趣旨が広く皆さんに伝わる可能性が高まるのではないかなと思いました。

山本座長 ありがとうございます。あと、もうひとつ最後の質問で、先ほどの行政と芸術家の間に「アームズ・レングスの原則」が成り立つとしても、また美術館の館長の方で許可を出す出さないという権限があるわけですが、これはどうお考えですか。現実には今回出されたのは、どこかの美術館で館長が展

示を不許可にしたというのがいくつかあるのですが、これはまた別の観点なのですかね、先ほどの「アームズ・レングスの原則」とはまた違った、あれはお金を出す方の話ですか。

田中由紀子委員　そうですね。やはり美術館の館長というのは、主催者である場合も多いと思うのですが、お金を出す出さない以上に、安全にこの展示を皆さんに見ていただくようなところを、やはり重要に考えなければいけないと思いますので、そういった点で館長が判断して中止にするということは、資料にしましたが、これまでもいくつかの例がありました。あと、今回調査報告書の18ページに、「県の美術館は、事前に危険やリスクを察知し、会場として貸さない、あるいは条件付きで貸す等の措置をとりえた。しかし、慣行上、あいちトリエンナーレにおいては館長の権限が事実上行使できなかった。」とあるのですが、展示の担当として、愛知県美術館の学芸員の方が、アシスタントキュレーターというかたちで、スタッフとして入っていると思いますので、その方を通じてとか、愛知県美術館の方にも情報共有がされているはずだと思うのです。なので、館長の権限で中止するというよりも、予想されたリスク回避を監督とともに考えていけたら良かったのではないかと思います。

山本座長　ありがとうございました。他の委員の方々でご質問があれば。では、次に田中秀臣委員にお話を伺いますけど、前回の議論で、表現の不自由展実行委員会と芸術監督側に、この作品展示について本番ギリギリまで内容を明らかにしなかったなどの、数々の問題があったとおっしゃっていましたが、その主張の根拠となるところの事実というものを教えていただけたらと思います。

田中秀臣委員　あいちトリエンナーレの、県の方の最終報告を見ていただきたいのですが、85ページに「わかったこと」という、これはあくまでも検討委員会の判断ですけど、特に問題になった大浦氏の新作映像の内容ですよ、それが、内容的に混乱する可能性もあるということが、たぶん十分予測できたにも関わらず、作品名が載ったものを会長、キュレーターチーム、事務局などに伝えないまま、展覧会の開催日を迎えたこと、「善管注意義務違反」との批判は免れえないであろう、というふうに書いてありますし、また、先ほど田中委員の話聞いて思ったことなのですが、73ページの不自由展の予算が420万円で総事業の0.3%、面積も0.83%にすぎないと書いてあるところの備考欄に、「専門のキュレーターのみたてによると、極めて難易度の高い企画であり、質の高い企画にするには、今回の4~5倍の予算、5倍の面積を要したはず」ということが書かれているのですが、やはり企画をかなり拙速に決めて、しかも不自由展の実行委員と芸術監督の間でほぼ話を決めてしまっていて、拙速な形になったので、十分な予算も確保することができず、つまり経済学的な専門用語で言えば、十分な公的な支出を計上することなくやってしまったことが、反って今回の混乱を招いてしまったのではないかなと思います。最終報告、それに対する芸術監督の反論も読ませていただきましたが、個人的な意見としては自己弁護的かなと、あまり事実には基づいていないかなという印象はあるんですが、それは皆さんの判断によると思いますが、少なくともそういった背景で、こういったことが県と市との間の連絡不十分といいますか、今回のあいちトリエンナーレの混乱のもとになったいくつかの諸作品のかなり重要な部分において、市側に十分に伝えることがなかったということが大きい問題だと思います。あと、信義則の問題で、最近、県と市の協調が必要だというのは、お互いの信頼関係を生み出す上で重要だと思うのですが、その点についてずっと見ていますと、うまく信頼関係が県民や市民双方にとって納得いくようなかたちで生まれているのか、その点で疑念があります。最近の報道を見たのですが、仮にその報道の内容が真実であるとするれば、愛知県は実行委員会の組織体制の見直しも運営会議に諮らずに、独断で進めているという報道も目にしました。また、これも報道が本当ならば、市長の名前が出ると海外アーティストが参加を見合わせ、そういっ

た展示が開始できなくなると、どんな根拠を挙げているのかよく分かりませんが、そういったことをおっしゃっているらしいという報道も見ました。これは今まで名古屋市が費用の負担をしてきた努力、言い換えれば市民の方々の努力を無下にするようなふうに、報道が正しければですけど、思いました。紙媒体も動画を、メディアの方々がいらっしゃる前であれですが、やはり切り取りするので、どんな文脈でなのか正確に判断したいところなのですが、なかなか運営会議自体もうまく今まで回っていたのかなど、素朴な疑問はありますね。これは事後的な話なので、事前的には、やはり運営会議で作品リストも出てこなかったり、またはその後も市側が県側に幾度も説明を求めても、なかなか運営会議が開催されなかったという事実がありますので、そういった点からもかなり信頼関係の点で大きく毀損した部分があるという印象を受けました。そんなところでよろしいでしょうか。

山本座長　ありがとうございます。私も後半部分は全く同感ですね。特に、実行委員会や運営会議を開くべき局面はいくつかあったのだけれど、何かの関係で全く開かれていないというのは、かなり問題ではないかと思えます。前半におっしゃった、県の報告書の85ページのあたりについてですけど、仮にこれが裁判だったら、反対尋問なんかを通じて、ある程度の実事が明らかになってくるのですが、なかなかこの委員会では当事者に来ていただいて初めから話をするというほどの時間的余裕もないものですから、この県の報告書と、津田芸術監督の報告書を2つ見比べて判断するのは、どうも難しいかなと私は個人的には思っています。そこのところは、事実として確定するのはしづらいのではないかという気がします。次に進みます。ここで確認しておきたいことは、今言った話と通じるのですが、この委員会の任務というのは設置要綱にあります通り、今回のあいちトリエンナーレ2019について、名古屋市が負担することが適切な費用の範囲について議論する。もうひとつは、次年度以降のあいちトリエンナーレに対する名古屋市の関わり方について検討する。この2つをやるわけです。ですから、一方では愛知県が約4カ月余り検討委員会を設置して、ずっと検討された結果がありまして、その内容と努力には敬意を表するのですが、それでも、ここに取り上げられた関係者の方の中には、やはり内容に異論をお持ちの向きも必ずいらっしゃいますので、そういう意味では事実の確定はなかなか難しいかなと思っています。そういうこともあって、先ほどの検証委員会の作業を進めて行くにあたっては、その前提として必要に応じて成果を適宜引用しながら、考えていけば良いのではないかと思っております。次に、中込委員にお伺いしますが、まず名古屋市はそもそも実行委員会に対して、すでに通知した交付決定通知書に記載した通りの負担金を、全額交付すべきというのが前回のご意見だったと思いますが、留保条件として、交付要綱の3の(4)につきまして、事情の変更によって特別の必要が生じた場合はまた別だという条件が付いていますが、これとの関係はどうお考えでしょうか。

中込委員　交付決定通知書の交付の条件として、1から9までありますが、今座長がご指摘の事情の変更に特別の必要が生じたときは、内容がかなり抽象的で何が事情の変更なのか、特別の必要とは何か、これを見ただけでは何も分からない。今度のことが事情の変更にあたるのか、あるいは特別の必要にあたるのか、これは当てはめるのは到底不可能ではないかと思うわけです。ですから、こういった条件が付いているから、これに当たるのか、当たるといふ方は当たるでしょうし、当たらないという方もいるでしょう。交付条件があるから当たるといふのは、もう少し具体的な条件がない限り、こんな抽象的な条件付けでは、これで特別が生じたと言ふのは、一方的な見解の押し付けですね、もうちょっと説得的な理由付けがないと難しいのではないかと思います。ですから、これを理由に一部取り消すとかは、ちょっと難しいかなというのが正直な感想です。

山本座長 では、これは法律問題ですから浅野委員にお伺いしたいと思います。私は民法の法理のひとつに、事情変更の原則というのがありますね。その判例とか、色々と参考にできると思うのですが、浅野委員は、事情の変更により特別な必要が生じたときという解釈は、どうお考えですか。

浅野委員 事情の変更により特別な必要が生じたときという要件ですが、じゃあ事情変更というのは何なのかということですが、これは今中込委員がおっしゃったように、全くそこには具体的なものがないわけですが、じゃあこの全体の構造として、どういうことで交付決定がなされているのか、どう意義があって資金が出されるのか、こういうところだと思います。このあいちトリエンナーレの主催の構造ですが、これはやはりあいちトリエンナーレの実行委員会、これが作用するということですよ。実行委員として、名古屋市長も会長代行として大きな立場でそこに入っておられるということですね。それから、色々な物事を決定していくにあたって、運営会議というものが設けられている。この中にも、会長代行である名古屋市長が入っておられるということです。それから、芸術部門としてということで、芸術監督の他に企画アドバイザー、キュレーターという構造になっているということです。今回、先ほど田中由紀子委員もおっしゃっておりましたが、情報共有の必要があるんだよということをおっしゃったのですが、じゃあ津田監督がやられたことが全体の情報共有になっていたのかというところが、一番大きな問題だと思います。そういったことからすると、実行委員会なり運営会議なり、あるいは芸術部門のキュレーターなり、色々と展示内容についても情報が上がってこないといけなかったはずなんです。ところが、そういったことが全く不正常的な形で進められているということ、これは県の報告書にも出ていると思います。ですから、そういったことからすると、この運営が全く機能していなかったのではないかとこのところがあります。そうしますと、運営が適切に機能していないことについては、事情変更の大きな要因になるだろうと思うわけです。具体的に何がということだとすれば、このあいちトリエンナーレの全体の運営が全く機能していないというところで、その中で名古屋市長が全く発言の機会がないままに、これはおかしいじゃないかと外部で発言をされたわけです。そうすると、それが検閲だということで、名古屋市長というのは会長代行という立場で、また実行委員会委員、運営会議の委員でありながら、何も意見が言えないという話になってしまうわけです。口を開けば、検閲だ検閲だと、そんなことではないはずでして、やはりそういったことも含めて、情報共有がなされた上で、それを受けてキュレーターなり、芸術監督がどう考えるのかというのがあるのでしょうか、そこのやり取りが十分なされていないというところ、これは全く不正常だと思います。これは、事情変更の特別な必要ということに当たると考えても良いのではないかと思います。

山本座長 いま、私は民法の法理の一つである、事情変更の原則を申し上げたのですが、もう少し具体的に言いますと、色々な判例を見ていると、事情変更の原則が適用されるのは以下の3つなんです。第1が契約の時にはとても予見できなかった。第2は契約義務者の責任ではない。第3はそのまま履行するには信義則にあまりにも反する。この3つなんですよね。今回、本件の場合の私の意見ですけど、1つは、6月から7月にかけての時点で、会長たる愛知県知事が展示内容の一部を知って、例えば少女像についてパネル展示にならないかと交渉を指示しているし、その時点である程度、大騒ぎになることを予見しながら、どういうわけか、実行委員会の規約通りにせず運営会議が開かれてなかった。もうこの時点で危機管理の問題が発生しているんですよ。第2に、8月1日に実際に開催して電凸と言われる現象や脅迫すら受けて、3日目には展示を中止したわけですね。この時も運営会議が開かれなかった。強いて言えば、会長は緊急を要する時は専決処分することができるという条項が発動されたと思ってもいいんで

しょうけど、それなら規約の規定によって、会長は運営会議を開いてそれに至った経緯、あるいは中止の判断について事後的に審議に図るべきだったと思うんですよね。第3に、私はこれが一番問題だと思うんですけど、会長は運営会議を開くことなく、ましてや会長代行の名古屋市長の意見を聞くことなく、単独で再開を決めてしまった。この再開も規約でいうところの重要事項であることは明らかなんです。こういう3つの事実を考えますと、やっぱり事情変更の原則が適用される根拠として、私はそれで十分だと思うんですけど、いかがでしょうか。

浅野委員 今、座長が整理していただいた通りだと思うのですが、そう言ったことからすれば、当然、事情変更があったというように考えざるを得ないと私は思います。

山本座長 中込委員どうですか？

中込委員 私はそうは思いませんですね。事情の変更というのは、今おっしゃった事情の、開催の手続きですかね。開催の手続きについて、結果的に騒動になるような手続きがあったとしても、それはあくまでも、実行委員会の行う芸術祭の過程で生じた事実であって、トリエンナーレの負担金を交付する趣旨がおおよそ損なわれるということになるかということ、この展示そのものはごく短い期間とはいえ行われ、さらには再開して、展示そのものは結局行われた。やり方はいろいろありますが、騒動も起きて大変遺憾な結果になっておりますけど、それ自身は目的を一応達している、負担金交付の趣旨としての、トリエンナーレの実行委員会による展示の実行という趣旨は達しているわけですから、そういう意味で、事情の変更があったとか、特別な必要が生じたとかは、交付決定の趣旨からして言えないんじゃないかと私は思います。

山本座長 田中秀臣委員はいかがでしょう。

田中秀臣委員 法律的な解釈までは分からないのですが、私は中込委員の意見は違和感があるなというところがありまして、経緯を見ても、何度か市の方から県に運営会議を開きたいと、おそらく数度にわたって要求したと思うんですよ。それについてなかなか開かれなかったと。これは明らかにお互いの信頼関係が大きく損なわれていると思うんです。今、中込委員は数日間であれども開催することができたことをもって、当初の目的を果たしたとおっしゃっているのですが、これは先ほど、私が言ったことなんですけど、県の最終報告を見ても、もっとお金と人員をかけてやるべきだったということが具体的に書いてあって、これは言ってみれば、私なんか公的な研究費を申請する時に適正な額を申請するわけですよ。今回の事はむしろ過少申告ですよ。不適切な申告の中で、自分がやろうとしている目的と、それに見合った予算規模を明らかにミスマッチして計画を立ててしまったということで、目的は不十分にしか実行できなかったということで、しかも、おそらく運営会議なり、または専門的なキュレーターを入れた会議などで十分議論すれば、それは事前に防げたことだというふうに思いますね。そういったことと言えば、法律のことは分からないですけど、事情変更の可能性というのは、素人から見てもあったのではないかとこのように思います。

山本座長 ありがとうございます。お待たせしました、田中由紀子委員どうぞ。

田中由紀子委員 意見を言う前に質問なのですが、12月26日によく運営会議が開かれたわけですが、この段階でそれまで名古屋市の方から、いろいろ申出をしていたことについては、この会議の中で何か触れられたりということはあったのでしょうか。

山本座長 事務局の方、どうでしょうか。

事務局 運営会議が開催はされまして、そこには会長代行である河村市長も出席をされました。一通

り事務局から経緯についての説明はございました。最初の 3 日間をもって安全上の理由から中止としたこととか、その後、最後の 1 週間程度再開したという事実については言及がありましたが、それ以上に、どういう経過でどういう判断となったかの詳細については、さらっと触れただけで、詳細の経緯とか協議内容については、その段階では詳細な情報はなかったです。

山本座長 一応、触れられたことは触れられたのですか。

事務局 事実として、いついつ安全上の理由をもって中止をした、いついつ再開をしたという、記憶の中でですけども、そういった事の説明が趣旨であったと。

山本座長 なぜ、運営会議がなかったのかとか、そういう話は？

事務局 詳細な議事録まで私の手元にはございませんが、これこれ、こういう事情をもって開きませんでしたということまでは、明確な答えはなかったです。

田中由紀子委員 分かりました。私は法律の専門家ではないので、そういった観点からの意見ではないのですが、まず、不自由展が国際展全体に占める割合というのが、こちらの報告書によりますと、事業費全体の 0.57%、展示面積でいうと 0.83%ということで、どっちをとっても、全体の 1%に満たないわけですね。なので、本当に「表現の不自由展・その後」の問題だけが、とても取り沙汰されて、いろいろと話題になったのですが、展示全体の中からいうと、本当に極僅かな割合のものであるということと、あとは、再開したことについても相談がなかったということもあったのですが、私は逆に、そこでもいろいろな手続きが必要だったと思うのですが、諸々のリスクや調整を経て、最後の後半、ガイドツアーという形をとって再開したこと自体はとても評価したいなというふうに思っています。先ほど、4~5 倍のお金と人件費をかけてというのがあったんですが、正直、何を根拠に 4~5 倍と言っているのかも分からないのですが、そもそも限られた予算の中で、限られた予算が割り当てられてやっているわけですね。その予算の中で、いかに有効な展示をするかというところで考えた時に、実行委員会との交渉の中で、なかなか実行委員会の要望を調整しきれなかったということが、結局展示の点数が多くなったり、いろんな調整事がスムーズにいかなかったということの原因だと思うので、決して過少申告とかではなくて、調整がうまくいかなかったということが問題だと思うのです。県のあり方検討委員会の報告書の方を、もちろんとても丁寧に調査されているので、それを尊重するつもりではあるのですが、これまでトリエンナーレにスタッフとして関わっていた経験を持ってお話するのであれば、芸術監督の津田さんは大浦氏の新作映像の出展を実行委員会と作家だけで進めて、キュレーターチームや、事務局、会長には一切、通告も相談もなかったと書かれているのですが、正直、そんなふうに進められはしないと思うんです。いくら、芸術監督が全体の中で最高の責任者であっても、もちろんその上には委員会の会長である大村知事がいるんですが、実際、監督一人で全部いろんなことを判断してやっているわけではなくて、そこにはやはり県の職員である事務局の方だったり、業務委託だと思いますがキュレーターの方、エデュケーターの方や、専門スタッフがいるわけなので、その皆さんたちと、いろいろと相談したり調整したりしながら、展示を作っていくのだと思いますので、もちろん監督が不自由展実行委員会の方たちと直接交渉窓口になっていた、そこで、専門のキュレーターではないので、調整部分をなかなか調整しきれなかったということが実際あったと思うのですが、何か、監督一人の独断で進めたというような印象が得られて、それについては違和感を感じるなという部分があります。

山本座長 大体ひとあたりご意見を伺ったのですが、ここからがいよいよ本番なのですが、多分次回、決を採ることになると思うのですが、第 1 は、全額払うべきで、まだ支払っていない 3,300 万円を支払

う。第2は、一銭も支払うべきではない、3,300万円を支払わないのは当然で、すでに支払った1億4,000万円弱は返還していただく。第3は、支払っていない3,300万円の支出はしないけれど、すでに支払った1億4,000万円弱の返還までは求めない。これは次回、決を採ってから決めたいと思うのですが、私が全般的な概要を申し上げますと、一つは全部取り返すという話は、法的には不当利得の法理ではありませんが、これはどうするかという話と、先程、おっしゃったように、この表現の不自由展自体はともかく、他は全般的に成功しているのではないか、その辺に対する支出として1億4,000万円弱を考えれば、まだまだという考え方もあるんですが、まずは、最初に法律家のお二人に、不当利得の法理で全額取り返せるものだろうかというのを伺いたいのですが。浅野さんいかがですか。

浅野委員 不当利得としてどう考えるかだと思うんですが、あいちトリエンナーレは一定の成果は上がっているのだというところもありますので、そうすると、おかしなことになってしまって、全く成果が得られなかったということではないので、全額不当利得というのは、やはりちょっと難しいかなと私は考えます。

山本座長 中込委員どうでしょうか。

中込委員 この負担金交付決定というのは、一応、あいちトリエンナーレの会長は知事ですけど、あいちトリエンナーレの実行委員会は法人ではないのでしょうか、法人格なき社団ですかね。権利能力なき社団に対する一応人格を備えたものに対する交付決定なので、一応は行政として交付決定している以上、取り消し事由がない限りは実行されるべきです。その後で交付決定の通知について、変更したので通知しますと、これは一部事情を取り消しといいますかね。行政処分を取り消し変更、一部取り消しだと思います。この変更決定が適用かどうかという、そういう観点だと思います。この変更した理由というのが、報告を受けていないとか、事情変更特別の必要に該当するという理由で変更している。まさにこれは、先ほどの議論になる訳ですが、この交付決定を受けた実行委員会の予見可能性としては、こういう事情の変更や特別な必要が生じたときに取り消されるというのは、予見できない、この交付決定ではとても難しいのではないかと思います。結果的にこういう手続きになったからというのは、あくまでも結果論であって、交付決定から、実行委員会の実行の経過において、そういうことが生じたので、交付決定って、要するにお金ですからね。内容は問題にしていなくて、「アームズ・レングスの原則」とおっしゃってましたけれど、そういうことではなくて、あくまでもかかる費用は払いますよという話であって、どんなものにかかった費用かは、実行にかかった費用であって、どんな内容のものかというところまでは交付決定には書いていないですからね。そういう趣旨のものとして交付決定されたかとは、私には読めないで、そうすると、交付決定を受けたものとしても、そういうことで取り消し変更があり得るということを見ることがなかなか難しいのではないかと思います、取り消し変更もなかなか困難ではないかとも思います。

山本座長 田中秀臣委員、感想ありますか。

田中秀臣委員 本当に感想とさせていただきたいのですが、十分、予見可能であったかと言いますと、予見可能ではないでしょうか。表現の不自由展に展示されている作品の多くは、公立の展示で撤去されたり、批判を多く浴びたものです。それをかなり集中的に集めていますから、先ほどの田中委員の過少申告の理解は、経済学的に全く誤りだと思うので、あとで個人的に正したいと思いますが、私は十分に予見可能で、何らかの人的、予算的な措置をして、十分対応できたのにも関わらず、これはあくまでも、芸術監督の動画サイトでの発言であるとか、または、この検討委員会の最終報告の中の分かったことなどが

ら、類推する形なのですが、やはり政治的な話題になるということはかなり確信的に思われてやっとな、この最終報告の83ページの「公的資金を使い、公的な場所で芸術の名を借りた政治プロパガンダを行った」と一部が批判される展示を認めてしまったこと云々とありますが、そういった要素が事前に予見できたのではなかろうかと。それに対して十分な運営会議も含めて、県と市、芸術監督、キュレーター、専門家の人たちの間で、十分な事前対応が取られていたのかというと、やはり取られていないのではないかとこのように思います。

山本座長 ありがとうございます。田中由紀子委員、今の話で何かありますか。

田中由紀子委員 先ほどのお話しと重複してしまうんですが、交付金というのは、あいちトリエンナーレへの交付金であって「表現の不自由展・その後」に向けてるものではないわけですよね。もちろん、この中からも該当するとは思いますが、それを考えたときに、例えば今回あいちトリエンナーレは来場者が67万人以上ということで、4回目なんですが、今回が一番多くて前回は10%以上上回っている。さらにチケット収益は前回の1.5倍ということなんですが、チケット収益については前回までとチケットのシステムが変わったので、それ自体でどうこうということではないのかもしれませんが、そういった部分から総じて成功しているという評価で間違っていないと思います。来場者67万人がどういう数字かと言いますと、報告書にもあったのですが、世界的な芸術祭として話題になるヴェネツィア・ビエンナーレは2019年にありましたが60万人なんですね。198日間やっていて、1日あたり3,000人という計算だったらそうなんですが、あいちトリエンナーレについては74日間で1日あたり9,000人入っている。世界的なヴェネツィア・ビエンナーレの3倍入っている。これは色々話題性があつたりしたので、不自由展の話題もそういった部分に加勢したのかと思うんですが、そういった部分から考えても、あいちトリエンナーレは国内の公的芸術祭の中でも横浜トリエンナーレや札幌国際芸術祭とともにトップクラスの芸術祭であるとともに、世界のヴェネツィア・ビエンナーレとも、歴史は違いますが、人数とかそういった部分については並ぶ実績を残すまでになってきているんですね。もちろん、手続き上の問題とか色々あると思うんですが、全体として評価に値する実績を残している部分を考えながら検討できたらなと思っています。

山本座長 ありがとうございます。そういえば先ほど田中由紀子委員から表現の不自由展関係の支出は0.5%とおっしゃいましたね。事務局から愛知県に対して表現の不自由展関係の支出はいくらだったかと書面で問い合わせたと聞いていますが、その結果を教えてください。

事務局 愛知県のトリエンナーレ実行委員会事務局に現時点の「表現の不自由展・その後」に関する係支出の金額を確認しまして、返答をいただいています。展示そのものの経費であるとか警備費については10月8日からの再開に関してかかった費用とか、弁護士費用とか諸々の追加費用も含めて聞いております。資料としては12月現在までの経費として聞いておりまして、合計が2,329万円程度と聞いております。今後、若干経費としては変動する可能性がありますが、約2,300万円と聞いております。

山本座長 トリエンナーレ全体としては10何億でしたっけ。

事務局 約12億円ですね。約12億6,000万円です。

山本座長 そういうレベルですか。だから、さっきの約0.5%というのはその通りですね。次の話は次回の委員会に向けての意見のすり合わせになるんですが、ご自由に意見をおっしゃってください。次回は、次年度以降の名古屋市のあいちトリエンナーレの関与のあり方のとりまとめになっているんですが、私の方では2つの方向で議論してみたいと思っています。第1は、引き続き今年度のように名古屋

屋市として全く何の意見も言わしてもらえないままに、あいちトリエンナーレに対して市民の税金を出すというスタンスでいるのか。第2に今回のように実行委員会の規約が会長によってまったく無視されて独断で運営をされるのにどう対応するのかということなのですが、まず第1に、また今年度のような体制で何の意見も言わしてもらえないままに、市民の税金を使うということに対して、表現の自由との関係も念頭に置きながらご意見を承りたいと思います。まず浅野委員いかがでしょうか。

浅野委員 一つ気になるところなのですが、先ほど田中由紀子委員から人が集まったから成功したんだ、という評価がありました。人が集まったから成功したというのは評価として正しいのかなと思います。あいちトリエンナーレ自体がどんな展示でも構わないから人が集めることが目的だったのであれば、集まった人数が多かった、成功だということになるんですけど、あいちトリエンナーレの芸術祭自体がどういう意義でどういうものやろうとしたのか。それがきちんと達成できたかどうか、ということなんだろうと思います。そういうことからすれば、あいちトリエンナーレの実行委員会なり運営会議がきちんと意図した内容、それが実現できることで成功かどうかになるわけです。そうすると、今回はそのところがうまくいっていないから、こういう問題が起きて、こういう委員会ができるんだということで、やはり、人数が集まったから、収益が上がったから成功だという評価はどうかと思います。その上で今後、どうするかという話になるんですけど、名古屋市がこういう芸術祭に対して負担金を支出しようということやないかということ。そうすると、名古屋市長がそこに参画して名古屋市を代表する名古屋市長の意向がそこに反映できる、そういう芸術祭であるから数ある芸術祭の中から名古屋市としても応援していいじゃないかという話になるんだろうと思います。そういうことからすると、今回のように名古屋市長の意思というものが全く無視されるという状況だとすると、これをそのまま継続していいのかということに相当な疑問を感じるということが当然出てくると思います。ですから、これまでと同じようにあいちトリエンナーレが実行されるようであれば同じようにやっていきましょう、ということには全くならないんじゃないかと私は思います。

山本座長 ちょうどその話で田中由紀子委員は何か反論はありますか。

田中由紀子委員 人が集まったから成功とは言い切れない、という意見はもっともなのですが、では何をもって成功とするかという評価基準というものが、こういった文化・芸術事業というものでは明確ではないんですね。皆さんがどんなふう感動したかとか、どんなふう逆に嫌悪感を抱いたとかはなかなか目に見えないですし、その時のアンケートとかでもすぐに吸い取れなかったりするので判断基準が難しい、というところで、仕方なく特に行政がらみの文化事業になってくると、動員数を含めてその何倍の人に今回の取り組みがリーチしたか、というのが私たち専門職には求められるという部分があります。でも、浅野さんがおっしゃった通り、人が集まったから成功だと言いきれないというのはもっともだと思います。名古屋市の関わり方が今まで通りでどうかという部分なんですけれど、今までのように意見が言えないまま関わるのはどうかと私も思うのですが、先ほど世界の芸術祭としてヴェネツィア・ビエンナーレの話をしたのですが、もう一つ有名なものでドイツのカッセルで行われるドクメンタというものがあります。ヴェネツィア・ビエンナーレが2年に1度ですが、ドイツのドクメンタは5年に1回で、ちょうど再来年の夏・秋に行われることになっています。カッセルというとても小さな町なんです。なので、ドクメンタの時期になると、市民の人たちがパブなどで「今年のドクメンタはこうなんだよ」とお酒を飲みながら話をしている。じゃあ、その方たちが展覧会会場で見ているかといえば、それはよく分からないんですが、カッセルという小さな町で自分たちが世界的な展覧会・世界的な芸術祭を

やっているというのが市民の誇りになっているという部分が、私はとても素晴らしいと思っています。なので、関わり方についてはこれから検討する必要があると思うんですけど、あいちトリエンナーレが名古屋市民の皆さんにとっても、私たちがこの芸術祭をやっているという、地域に生きる人々のアイデンティティにつながってくるようなそういったものになっていくといいのかなと思っています。関わり方で、例えば名古屋市美術館の展示とか、名古屋のまちなか展示、今回であれば円頓寺だったりするのですが、そういったところの展示に関わる部分に助成していくとか、あと名古屋市は、ユネスコデザイン都市の一つになっています。もう皆さん忘れていると思うのですが、1989年に名古屋デザイン博という大規模な展覧会がありました。なので、名古屋はデザインというのをもっと前面に押ししていく部分というのがあっていいと思いますので、アートとデザインにシフトした企画みたいなものを押し出してそこにこの資金を出していくとか、そういった限定的な関わり方というのも、これから名古屋で行っていく意味というものをトリエンナーレの中で盛り込んでいくことになるのかなと思っています。

山本座長　確かに円頓寺なんかは非常に成功したと言われて結構なことなんですけど、小さな負が全体をいわば台無しにしてしまったという面があるんですけど、確かに他の部分では非常に成功したという評価はありますね。それから数の問題は、言い方は悪いのですが、怖いもの見たさに来たとか、そういう人がいらっしゃるので、それだけでは確かに決め手になりませんよね。では、田中秀臣委員お願いします。

田中秀臣委員　世論の動向で、例えば JNN の世論調査で、あいちトリエンナーレで文化庁が補助金を払わない決定について適切だったと思う人は 46%、不適切は 31%。産経・FNS 合同世論調査では展示されるべきアートかどうかを聞いたところ、思わないが 64%、思うが 23.9%と、かなり不自由展については、世論の見方は厳しいなというのが率直な意見です。やはり税金ですから、市民の皆さんのできるだけ最大公約数の意見を反映した所に支出するのが望ましいとは思いますが、それに適ったものだったのかと。先ほどから展示のスペースの割合だとか、予算の割合はあいちトリエンナーレの中で大きな部分を占めていないみたいなことがありましたが、額でも 2 千数百万円ですよ。これを個人で支払うのはほぼ不可能で、公的な支出がないとこういったことができないという点では、非常に重要な公的な貢献だったと思うのですが、それが台無しになったというのが、多くの、僕の意見だけではなくて今紹介した世論の率直な意見だと思うのです。そういったものを無視して、来年もこちらから何も言わないような形で継続しますなんてことになったら、それこそ、今日の会議自体、何のためにやっているのかというふうになってしまいますので、やはり県と市だけではなくて、専門家も含めてもう一度あいちトリエンナーレに対する公的な関わり方全般を見て、特に現代芸術が政治や人が嫌悪するようなものに関わる領域に大きく入っているというのであれば、そういったものをやる時に公的な役割はどうか、田中由紀子委員が今回、文化経済学について資料添付ってきて、文化経済学はどうかかなと。私は経済学者なのでこれも後、別室で時間があればお話ししたいと思うのですが、ちょっと経済学におかしいなと思っているんですね。まず、公共財だから公的な支援が必要かというのと、そんなことはありません。公共財でも私的な供給はできますし、逆に私的なもの、例えば今回の美術展のようなものは私的な主体でもできるんですね。民間の展示スペースでもできますし。私がインターネットで公開することも可能だと思うんですよ。でも今回は、私的材を公共的な主体が供給したというので、準公共財であるとか公共財であるからイコール公的な主体が供給しないといけないという議論にはならないんですよ。これは経済学の常識で、僕が言っているわけではなくて、教科書に書いてあります。そういったものを踏まえると、果たして

先ほどの世論の動向を見ても、ほぼ私的財に近い芸術の展覧の消費を、何の今回の教訓も活かさず次年度も継続するというのはちょっとおかしいかな、批判を免れないと思いますので、ぜひそこは市側も積極的に県側と調整していただいて次年度のあり方を全般的に見直し、特にこれからの現代芸術の、僕の言葉で言うとリスクな面、リスク負担をどういうふうを考えるか、そういったところの構築が必要かなと思いますね。

田中由紀子委員 専門でないので勉強不足で申し訳なかったと思うのですが、それについてはあとで教えていただくとして、先ほど田中先生がおっしゃった世論調査のようなデータを読み上げてくださったのですが、後半の部分については展示を見た方がおっしゃっていた意見なのでしょう。

田中秀臣委員 それは分からないですね。どうしてかということ、統計はおそらく無作為に抽出してやっていますので、最初から見た人だけを選抜してやっているわけではないと思いますね。行った人もいるでしょうし、中には映像だけであるとか、インターネットやテレビのニュースとか、または紙面であるとか、そういったものを見て判断したのではなかろうかと思います。それについて我々が世論調査の欠陥を言うのは不適切ですね。どうしてかということ、統計的には無作為抽出が一番信頼性が高いので。

田中由紀子委員 ありがとうございます。今回、手続き上の問題の話をする中でも、それをあまり深く言ってもしょうがないのですが、問題が大きくなったというか、抗議行動をした人の大半というのは、展示を見てない方ですよ。展示を見た人と言うのは、拒否反応を示した人ももちろんいましたけれど、そうでもなくて、報道やら政治家の発言、河村さんはきちんと展示を見ておっしゃっていましたが、それ以外の方はほとんど展示を見てないものをおっしゃっていた。そういった発言を聞いて、あと都合よく切り取られた SNS 発信を見て反応していたわけですよ。もちろんそういった無作為に抽出した方たちのご意見というのが世論ということであればそうなんですけれども、今回、電凸だったりとか、抗議行動をした方というのは展示をきちんと見て判断したのではなく、都合よく切り取られた部分的な情報を見てそういった行動を取った、さらにそれを見てまた反応したという人たちがほとんどだと思うんです。もちろん、世論というところでおっしゃった部分はそうかと思うんですけど、ただその中の方たちの大半が恐らくはそうであろうということも、私たちはきちんと把握していないといけないのではないかなと思います。

中込委員 これは補助金ではなくて負担金なんですね。負担金ということは、市も県と一緒に共催なんですよ。だから要は実行犯なんですよ、市も一緒にやって、それで口を出さないって奇妙な話なんですよ。県と市は、隣に庁舎もあるし、知事も市長ももともと自民党の人です。信頼関係があってこれまでうまくやってきたわけですね。ですから、口を出さなくても、ちゃんと大村さんもやってくれるものと、実行委員会をちゃんとやってくれとやってきたから問題にならなかったけれど、今回は明らかにケンカしちゃってるわけです。知事さんと市長さんがこんなことになって、非常に見解の分かれるようなことが取り上げられて、信頼関係が失われちゃった。ちゃんとやりますよ、ということでは済まなくなっちゃったというのが現状ですから。そういう現状で今まで通りやるのは、無理な話ですよ。それをどうしたらいいか。仮にやるのであれば、この補助金交付決定にいっぱい条件を付けたらいいですね。こういうことをやったら取り消しますとか、こうやったらダメですとか、政治的に問題あることをやったら取り消します、とか。細かい条件をいっぱい付けて、こういうことにならないようにする。やめちゃうのも手でしょう。ただ、先ほど浅野委員がおっしゃっていましたが、市長個人の考えでやってもらっては困るけれど、市長は自治体の長ですから、あくまでも名古屋市の代表ですから、先ほど田中さんがみな

さんの意見をなるべく反映しておっしゃっていましたが、そういうことなので、ただ、最大公約数の意見なんて分かりませんから。結局のところは、市長のご意見になると思いますが、あまり特異な意見はおっしゃらないで、良識あるご意見で運営していただくということだろうと思います。この場合は、大村さんも相当極端なやり方をやるから、けんかになるのはしょうがないですが、もうちょっとお互い頭を冷やしてよく話しあって実行することが重要だと思います。

浅野委員　今中込先生が整理してくださったところだと思います。名古屋市の市長というのは、名古屋市の市民から投票されて市長に選ばれているわけですから、名古屋市長としてご発言なさる時も名古屋市民の皆さんの意見というものを十分反映してご発言されているんだろうというように思います。今回の発言にしても、名古屋市の中で特別な一部の意見が出ているんじゃないか、名古屋市民全体としてはどうなのかということが背景にあると思います。また、天皇の件についても、やはり憲法を尊重しようとするという中で、そういったことはまずいだろう、というようなことで、名古屋市代表としての意見、報道の捉え方からいくと、河村市長は非常に個性のある方なので、あたかも個人的な意見があるみたいな話になるんですけども、そうではなくて、そのところは名古屋市の代表としてどのようにお考えになっているのか、どういう意見があったのかということ、そういうかたちで見ないといけないと思います。

山本座長　私の意見を申し上げますと、同じことを繰り返さないことが大事ですよ。最低限のやるべきことの観点からいくと、冒頭の話に戻って、金は出すけれど口は出さないという、いわば麗しい関係が破られたわけではないんですね。合わせて名古屋市は別に、この問題についての美術館側の当事者でもないということで、この原則、どこまで、それこそ運営のこととかよくわからないところもありますけれど、考えてみたら負担金という形を取っているんですけど、要するに芸術に対する補助金と同視できるものと考えたら、前回も申しましたように、名古屋市の芸術に対する補助金交付要綱の運用方針にあります、宗教的な、または政治的な意図のないものに交付するというのが、従来からの名古屋市の政策に合致していると思うんですね。だとすれば、これを引用して同じようなものに出さないということが考えられると思います。それは先ほど中込委員がおっしゃったことにも合致すると思います。次に別の話にいきまして、第2の会長によって実行委員会の規約が全く無視された、これについてはどうお考えでしょうか。

浅野委員　あいちトリエンナーレの実行委員会というものがあって、実行委員会が機能してこそそのあいちトリエンナーレだろうと思いますので、これも会長の専決処分があったからということでしょうが、やはり正常に機能していなかったということですから果たしてあいちトリエンナーレの実行委員会の意思だったかどうかということも危ういところがあるわけですね。そういうことからすれば、極めて問題だったというように思いますね。やはりその中でも、県の報告書の中にあるように、特に芸術監督がある意味暴走したところがあるわけで、まさにあいちトリエンナーレの実行委員会として全く機能していなかったんじゃないか、というような評価ができると思います。

中込委員　そうですね。同意見ですね。もうちょっと手続きとして県なり、市なりあるいは共催者が事前に周到な根回しなりをされておればということです。問題がありすぎますので、何かこう責任を取らなければいけないんじゃないかと思いますね。

田中秀臣委員　浅野委員と中込委員と本当に同意見です。なぜ県が、市側から見ると一方的に議論の通路を閉ざしてしまったのか。そのとき、政治的なものなのか、個人的なものなのか分かりませんが、も

っと事態を早期解決する道もあったんじゃないかなろうかと、話がこじれる前に、それがなかなかできなかったのはなぜなのかというのは、また別途客観的な議論も、ひょっとしたら県側には運営会議を積極的に開く動機づけが何らかの理由でなかった、やる責務も感じていなかったのではないかとさえと見られるわけですね。そこらへんがどうなのか、それは先ほど中込委員がおっしゃったように、市と県は今まで政治的にもうまくやっていて、それでハッピーだったが、今回、不測の事態で割れてしまったということに対する、リスク管理がお互いにできていなかったのかなということ、ただ市側としては県の方にほぼ運営というか、主導権を渡していますので、県側がやってくれなければこれはダメなわけで、市側も指をくわえていたわけじゃなくて、何度かやってくれと申しいていたのに沈黙したというのが、県側の責任というのは問われてしかるべきかなと思います。

田中由紀子委員　先ほど、12月26日の運営会議のときに「何か説明があったのですか」と聞いたのはそこだったのですが、これまで再三名古屋市が運営会議を開くように要請してきたことに対して、なぜ開かなかったのかという説明がなかったことについてはどうしてなのか。先ほど田中委員がおっしゃったみたいに、運営会議自体を開く必然性をもともとあまり感じていないという部分に起因するのかよく分かりませんが、その部分はきちんと説明していただきたいと思っています。

山本座長　確かにその点は本当に理解しがたいところがありまして、私も長年、行政を見ているのですが、これほど規約が無視されて行われたことはあまりないんじゃないかと思います。最低限、これから委員会に参加するにしても規約を見直して、例えば運営会議の招集の規定のところ、会長代行の求めがあれば遅滞なく招集しなくてはならない、という条項を入れるとか、あるいは、緊急を要する専決処分の規定であっても、会長代行の意見を聞いてとか、そういうことは最低限規約上必要だと思います。

本日、そろそろ終わりがけなんです、皆さま方、加えておっしゃりたいことがあれば、お話ししてください。次回に向けて何かあるでしょうか。

浅野委員　2回の委員会の中で色々問題が出てきましたが、あいちトリエンナーレ実行委員会というのが、まったく実行委員会たるに値しなかったというところなんだと思います。これをどう評価するかという中で、これは事情変更というものなのかどうか、今後、名古屋市としてどう関わっていくのかというところなんだと思います。まさにその点にかかっているのかなと思います。

中込委員　今の点はまさにおっしゃる通りだと思います。支払ってしまったもの、あるいは交付決定してしまったものを取り消して支払わないと言えるほどか、毎回同じことを言っていますけど、その点は思っていますね。やっぱり、こういう評価が分かれるものは公共的な立場の県や市が行う場合は、先ほどの座長からの宗教的、あるいは政治的なものはいかんという、補助金の要綱があるという、そこに書かれている通りであって、こういった党派性の強いものは差し控えるということで今後やっていかないとこういうことになるので、それはそう思いますですね。

田中秀臣委員　浅野委員からご説明いただいた、重大な事情変更にあたるという説明が今回非常に納得いって、それに見合って負担金の今まで払った分をどうするのかとか、それとも払っていない部分だけで諦めるのかとか、または全部払っちゃうのかとか、私から見ると、法的なテクニカルな部分が、今後の第3回で大きく議論されるのかなという気はします。ただ、今日の話聞いて、やはりマスコミの報道で市長の名前を出すと海外アーティストが来なくなる云々みたいなね、ああいった報道を見て、そんなことあるのかなと。そういったことが報道では県知事がおっしゃったということなんです、もう少し、口にテープを貼ってもらいたいというのが率直な感想です。

山本座長 確かに例えば検閲だとか、全然関係ないことを言って、いわゆるレッテル貼りはあんまり好ましくないと思いますね。

田中由紀子委員 この会議の目的になっている負担金を全額支払った分を含めて支払わないのか、払った分はこのままなのか、払ってない分をこれから払うのか、最終的にはそこに帰結する訳ですが、今日、「アームズ・レングスの原則」のお話もしたんですが、県の報告書にアーツ・カウンシルというか、そういった組織をワンバウンドさせて助成するみたいな方向性が書かれていまして、名古屋市に関して、来年度からアーツ・カウンシルの名古屋版の試行をしていく方向性にあると思うのですが、そういった部分の方向性というか期待も含めながら、次回この問題を皆さんと決められたらと思っています。

山本座長 そうすると、今日の議論を踏まえて、この委員会は3回しかないんですよね、次回は3月の末になるんだと思いますが、そこで決めないといけないという制約がありますので、今日のお話を聞いて、私個人で最大公約数的なものをとりあえず書きます。それを本文として作って、それに意見をいただいて、今日の意見もかなり離れているんですよ。だから、みなさん、たぶんここまではいいだろうなというところを書いて、その後、それぞれの委員の方に個別意見をどんどんつけていってもらいたいというイメージでいきたいと思うんです。完全な意見にするには、後3～4回必要だと思うんですがそこまでの時間的余裕がないのでそういうことにしたいと思うんですけど、大変お手数ですが、皆様方にまず私の報告書案みたいなものを渡しますので、その後、それを見ながら、ここは足りないとか、これは自分はあまり賛成しないなどありましたら、後にどんどんつけていっていただいて、それを全体の報告書にしたいと。イメージは、最高裁の本文の判決と反対意見、補足意見、そういうものです。ということでやりたいと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございます。ここで事務局の方に議事をお返しいたします。

事務局 山本座長、委員のみなさま、長時間にわたりご議論いただきありがとうございます。最後に河村市長より、一言ご挨拶を申し上げます。

河村市長 名古屋までおいでいただきましてありがとうございます。ご貴重な意見を賜りまして、大変よかったですと思います。3回目は何らかの方針を出していただけるということで、大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

事務局 以上をもちまして、「第2回あいちトリエンナーレ名古屋市あり方・負担金検証委員会」を終了いたします。